

高田松原津波復興祈念公園震災津波伝承施設検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、高田松原津波復興祈念公園有識者委員会設置要綱第6第1項及び同第4項の規定に基づき、高田松原津波復興祈念公園震災津波伝承施設検討委員会（以下「委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものである。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 岩手県陸前高田市高田松原地区における高田松原津波復興祈念公園に整備する震災津波伝承施設（仮称）の検討に関すること
- (2) その他、震災津波伝承施設（仮称）に関して必要な事項

(組織)

第3 委員会は、委員6人以内をもって組織し、優れた見識を有する者のうちから知事が任命する。

2 委員は、第2の規定に関する調査審議が終了した時は、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会は、知事が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(アドバイザー)

第6 委員会に、必要に応じて専門的知識を有するアドバイザーを置き、個別に意見を聴くことができる。

2 アドバイザーは、知事が任命し、その任期は委員の任期の例による。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、岩手県復興局において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に

諮って定めるものとする。

附則

この要綱は、平成27年8月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年8月26日から施行する。